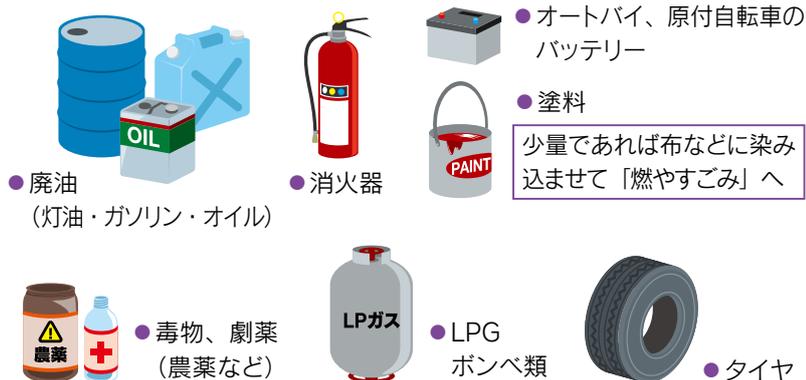


その他の品目

市では収集も処理もしないごみ（ごみ集積所に出さないでください。）

爆発・火災の原因となるもの、人体に有害なもの、処理が困難なもの

販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者等へ相談し、処理を依頼してください。



オートバイ・原付自転車

廃棄二輪車取扱店等へ引き取りを依頼してください。



廃棄二輪車取扱店の表示シール

一時多量ごみ・大きなごみ

引越などによる一時多量ごみや集積所に出せない大きなごみは、ごみの種類に応じて、市の施設へ直接持ち込んでください。持ち込み場所は17ページの地図をご覧ください。



事業系のごみの扱い

商店、飲食店、事務所、官公庁、銀行、病院、工場や農林業などから出されるごみは、廃棄物処理法の規定により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。



事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

事業系一般廃棄物の処理方法

市の処理施設に持ち込む



収集運搬業者に依頼



事業者が自ら処理施設に搬入（10kgあたり150円）するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（P50）に収集を依頼してください。

- 収集運搬業者に依頼する場合、料金等は業者とご相談ください。
- 産業廃棄物については市の施設へ搬入することはできません。
- ごみの分別は排出者（事業者）の責任において適正に行ってください。